

## 会 議 録

会議の名称	令和5年度 第3回所沢市要保護児童対策地域協議会実務者会議
開催日時	令和6年2月8日(木) 午後1時30分～3時05分
開催場所	所沢市役所 8階大会議室
出席者	谷川 悠 (埼玉県所沢児童相談所 代理) 飯田 剛 (埼玉県所沢警察署) 村松 大晴 (埼玉西部消防組合) 安田 恭子 (埼玉県狭山保健所) 高橋 明美 (防衛医科大学校病院) 小穴 慎二 (西埼玉中央病院) 巢瀬 賢一 (所沢市歯科医師会) 坂東 美香 (埼玉県助産師会所沢地区) 柴田 さなえ (所沢市民生委員・児童委員連合会) 木村 幸子 (所沢人権擁護委員協議会所沢部会) 原口 広美 (青少年育成所沢市民会議) 河野 嘉子 (所沢市社会福祉協議会 代理) 高橋 美那子 (所沢市幼児教育振興協議会) 松本 貴弘 (さいたま地方法務局所沢支局) 川口 真史 (埼玉県立所沢特別支援学校) 鈴木 恵 (所沢市教育委員会学校教育部学校教育課 代理) 田中 芳人 (所沢市立小学校長代表) 小川 桂子 (所沢市経営企画部企画総務課 代理) 木下 浩一 (所沢市福祉部生活福祉課) 松井 優子 (所沢市健康推進部健康管理課) 松本 加代子 (所沢市健康推進部健康づくり支援課 代理) 加賀谷 春恵 (所沢市こども未来部こども福祉課) 榎本 崇義 (所沢市こども未来部青少年課) 青木 穂高 (所沢市こども未来部保育幼稚園課) 清水 康雄 (所沢市こども未来部こども支援課)
欠席者	嶋崎 英正 (埼玉西部消防組合) 小林 治 (所沢市医師会) 中村 啓 (所沢市教育委員会学校教育部教育センター) 坪井 健 (所沢市立中学校長代表)
説明者の職・氏名	なし
議 題	(1) 令和5年度の目標に対する評価(案)について (2) 令和6年度の目標(案)について (3) 取り扱いケースの支援状況について《非公開》
会議資料	・ 会議次第 ・ 令和5年度の目標に対する評価(案)について ・ 令和6年度の目標(案)について ・ 令和5年度 実務者会議進行管理部会 開催状況 ・ 所沢市児童虐待対応マニュアルの見直しにつきまして(依頼) ・ 令和5年度 養育支援訪問事業導入検討ケース一覧《非公開》 ・ 要保護児童対策地域協議会ケース進行管理台帳《非公開》 ・ 要保護児童対策地域協議会実務者会議終了者一覧《非公開》

担 当 部 課 名	こども支援課：美甘主幹、柚原主査、野口主任、吉田主任 【事務局】：こども未来部 こども支援課 こども相談センター 電話 04-2998-9129
-----------	--------------------------------------------------------------------------------

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
美甘主幹	<p>1 開会 事務局が開会</p> <p>2 議題 以下、議長（清水こども未来部こども支援課長）が進行 ○本日の議題は全て個人情報を取り扱うため、非公開とする。 ○会議録は、要約方式で記録し、発言者名・答弁者名は明記する。 ○会議録は議長の承認をもって確定する。</p>
事務局	<p>（傍聴者がいないことを確認し、議題へ移る）</p>
吉田主任	<p>（1）令和5年度の目標に対する評価（案）について 「資料 令和5年度の目標に対する評価（案）」に沿って、 ・子どもの最善の利益の尊重、子どもの安全確認の徹底 ・児童虐待の未然防止及び早期対応 ・児童虐待を見逃さない地域づくり ・関係機関との連携強化 の各項目の実績と評価について説明した。</p> <p>⇒令和5年度の目標に対する評価（案）については、原案のとおり令和6年度の代表者会議に提出することが承認された。</p> <p>（2）令和6年度の目標（案）について 「資料 令和6年度の目標（案）」に沿って説明した。（2）児童虐待の未然防止及び早期対応については、令和6年度より児童福祉部門と母子保健部門の組織を一体とするこども家庭センターとして、より迅速で密な連携及び早期対応の徹底を図っていく旨の記載とした。</p> <p>⇒令和6年度の目標（案）については、原案のとおり令和6年度の代表者会議に提出することが承認された。</p> <p>（3）取扱いケースの支援状況について</p> <p>※以降の議題については、個人情報を取り扱うため、非公開とする。</p>
美甘主幹	<p>3 その他 事務局から、以下の2つの項目について、依頼や説明を行なった。</p> <p>（1）「所沢市児童虐待対応マニュアル P15～21 項番3 関係機関の役割」に関する記載内容の確認依頼である。修正がある機関は期日までに事務局まで連絡をしてほしい。全ての修正が終わった後、順次最新のマニュアルを配布する予定である。</p> <p>（2）令和6年4月1日よりスタートする「こども家庭センター」に関する説明である。児童福祉法の改正により、全ての妊産婦や子育て世帯に対し、具体的かつ切れ目ない支援を行うための機関として「こども家庭センター」を設置する。保健センターの中に設置され、こども支援課こども相談セン</p>

ター（児童福祉部門）と健康づくり支援課（母子保健部門）が一体となり、一層の支援を行なっていく。場所、連絡先等が変更となるため、リーフレットの作成やホームページ等で周知徹底を図っていく。

4 閉会  
事務局が閉会